

第6回「統計データの二次利用促進に関する研究会」議事概要

1 日時 平成20年5月16日(金) 16:00~18:00

2 場所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者 廣松座長、椿委員、中原委員、山口委員

(審議協力者) 竹村教授

(オブザーバ) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター、日本銀行

4 議題

(1) データの開示リスクについて

(2) 統計研修所におけるマイクロデータを使用した共同研究の試行について

(3) オンサイト利用に関する制度的な対応について

(4) 研究会報告の中間取りまとめ骨子案について

(5) 政省令の検討状況について

(6) その他

5 議事の概要

議題1 データの開示リスクについて

東京大学 竹村教授より、資料1に基づき、個票データの開示リスクについて説明があった。主な意見等は次のとおり。

- ・ 汎用的な秘匿処理のソフトウェアについては、オランダ統計局で熱心に開発が行われている。(竹村教授)
- ・ アーカイブではメタ情報を保持してもらいたいという要請があると思うが、そのような情報があるとリスクが高くなるのではないか。(廣松座長)
- ・ 地域的な情報が必要な場合、例えば、10年経てば同じ人が同じ場所に住んでいるとは限らないということもあるので、期間を長くとしたものであればリスクは小さくなる。(竹村教授)
- ・ 米国では誤差を入れていると考えられる。ある種のうそをついているとは書いてあり、どこでうそをついているかは、分からないようになっている。(竹村教授)
- ・ 一橋大学におけるマイクロデータの試行提供においては、スワッピング、誤差の導入は行っていない。利用者からもそのようなデータを作成すべきという意見は、特に無かった。(山口委員)
- ・ 政府統計では真実性を求めることを第一義的な目的としており、誤差を入れることに抵抗がある。高度な匿名性を前提にすると、匿名データの作成方法として誤差やスワッピングを導入することは難しいのではないか。(廣松座長)
- ・ 誤差は入れ方にもよる。合理的な範囲で、全体の分布を崩さないようにしながら、スワッピング等を行うべき。(竹村教授)
- ・ 品質管理でも、ある限界以上は壊れても仕方ないとして、合理的な範囲で保証しているのみ。匿名化も同様である。(竹村教授)

議題2 統計研修所におけるマイクロデータを使用した共同研究の試行について

統計研修所 村田次長より、資料2に基づき、統計研修所で実施しているマイクロデータを使用した共同研究の試行について、説明があった。

議題3 オンサイト利用に関する制度的な対応について

事務局より、資料3に基づき、オンサイト利用に関する制度的な対応について説明を行った。議題2及び議題3の主な意見は次のとおり。

- ・ 共同研究の結果について、外部への公表手段はホームページに掲載しているのみであるが、既に公表されたものを学会誌に掲載する等の公表は認めている。(村田次長)
- ・ 共同研究に対する反応としては、研修所に来なければならないという面は別として、データのハンドリングに時間がかかるという意見はある。(村田次長)

議題4 研究会報告の中間取りまとめ骨子案について

事務局より、資料4に基づき、研究会報告の中間取りまとめ骨子案について説明を行った。

主な意見は次のとおり。

- ・ 審査結果に不服があった場合の対応について、申請者に通知することと、行政不服審査法の処分にも該当しない旨の記述を追加した方がよい。(中原委員)
- ・ 「申請」という言葉を使うか検討すべき。行政手続法の「申請」と区別するため、「申出」等の言葉を用いた方がよい。(中原委員)
- ・ オーダーメイド集計と匿名データの利用後の措置はそれぞれ明記すべき。(廣松座長)
- ・ 論文で公表したものの以外の結果表が作成されている場合、第三者に提供してよいのか。(山口委員)
- ・ 「はじめに」のところで、統計データの二次利用の提供に関する基本的な考え方を明記すべき。(廣松座長)
- ・ 匿名化できない調査の提供方法について、オーダーメイドの他に、今の段階では言えないかもしれないが、オンサイト利用も追加してほしい。
共同利用者は、離れた場所で研究する人もいるため、色々なタイプを考えた方がよい。又利用者の本人確認をきちんとすべき。(山口委員)
- ・ 利用者が悪意をもって匿名データを利用した場合、提供者側の匿名処理に職務上の注意義務違反があったかどうかが問題となり、通常想定される匿名処理がなされていれば賠償責任は負わない。どこまで匿名化すれば注意義務を果たしたことになるのかは技術的な問題である。(中原委員)

議題5 政省令の検討状況について

事務局より、資料5に基づき、研究会における検討事項の政省令への反映について説明を行った。

主な意見は次のとおり。

- ・ 研究成果を公表できないことはあるので、公表できなかったものについてもどこかでアーカイブされた方がよい。(椿委員)
- ・ 研究グループで一括して複数のテーマを出すことはあり得るが、不特定多数への提供は想定できない。別々の研究ならば別々に申込みのが普通である。(椿委員)
- ・ 依頼者が、何を欲しいと言っているのか、行政側がチェックしなければならないのはいいか。予め集計表を作成しておいて、依頼に合致するものを提供するのであれば効率化はできると考える。(山口委員)
- ・ 教育目的について、単に「教育」とするとともに範囲は広がるのではないか。また、総務省令に定めるのは教育のみでよいのか。(廣松座長)
- ・ 教育は大学での教育を想定しており、中学・高校の教諭が使用することは想定していない。(事務局)

(その他)

資料3～5に対する意見について、23日までに事務局に提出。

次回の研究会は、6月16日に開催する予定。

(文責...総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室)